平成２３年（フ）第１９３７号
愛知県小牧市大字小牧原新田437番地　タウニー437―103号
債務者　山下　愛子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９５９号
名古屋市中川区高杉町３番地　レオパレス21高杉206号
債務者　原田　裕之
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００５号
愛知県瀬戸市菱野台１丁目１番904号
債務者　杉浦　真治
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３０号
愛知県津島市愛宕町１丁目67番地２　愛宕一刻館102号
債務者　市村　充弘
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２４号
愛知県一宮市浅井町河端字宮前64番地１
債務者　山下　直文
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３０号
愛知県一宮市住吉１丁目６番24号　パークビュー106号
債務者　土屋　初男
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８６号
三重県松阪市石津町407番地８
債務者　大塚　博世（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７０号
島根県出雲市天神町599―７　ハイツ21―202号室、住民票上の住所島根県雲南市加茂町加茂中1043番24地
債務者　武田　敏行
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第７１号
島根県出雲市古志町2186番地27
債務者　宮本　秋利
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第７７号
島根県出雲市灘分町803番地33　県営駅南住宅１―136号室
債務者　飯塚　美恵
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１６４号
香川県高松市屋島西町1815番地４
債務者　藤原　安雄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５８５号
宮城県岩沼市桑原２丁目４番13号
債務者　渡邉　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
宮城県岩沼市下野郷字西北谷地119番地の５―101、従前の住所宮城県岩沼市桜２丁目10番20―102号
債務者　佐藤　忠司
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４４号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目12番地１
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
宮城県大崎市古川江合寿町２丁目４番38号
債務者　桜井　知恵
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
宮城県大崎市古川大宮７丁目１番１号
債務者　菊地かづ子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
宮城県大崎市古川大宮７丁目１番１号
債務者　菊地　富夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係